

# 日出町行財政改革プラン (集中改革プラン)

～ 明るい展望の持てる町に ～



平成18年3月  
日出町行財政改革推進本部



## 「行財政改革プラン(集中改革プラン)」の策定に当たって

日出町の財政は、長引く景気の低迷等により、自主財源の確保が非常に困難な状況にある一方で、福祉・保健の充実や、環境問題への対応など、町民ニーズは今後さらに増加する方向にあります。

また、扶助費や公債費等義務的な経費の他、下水道事業など他会計への繰出金は大幅な増加を続けています。

本町の厳しい財政状況において、新たな時代に対応し、明るい将来を展望できる町政を実現するためには、より一層の行政改革の推進と行財政基盤の強化に向けた具体的な取組みが緊急的な課題となっています。

このため平成17年度から平成20年度までを「再建期間」と位置付け、抜本的な改革を行うため、平成17年3月に「日出町行財政改革プラン ～明るい展望の持てる町に～」を策定し、このプランのもと、将来にわたって持続可能な財政運営の確立、「明るい展望の持てる町」の実現に向け、改革に取り組んでいます。

また、NPOやボランティア団体などの町民活動が活性化しており、町民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいく気運が高まってきています。

本町としても、こうした活動を支援する必要性を認識し、情報の収集及び提供、団体間の交流の場の整備などを検討し、町民団体の自発的、自主的な活動の促進を図っていく必要があります。

このような状況の中で、平成17年3月に、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(「新地方改革指針」)が通知され、平成17年度中に平成17年度から平成21年度までの具体的取組や数値目標を明示した「集中改革プラン」を策定し、これを公表することが示されました。

本町が平成17年3月に策定した「日出町行財政改革プラン」は、既にこの「新地方改革指針」の考え方を先取りした内容になっていることから、現行の「行財政改革プラン」を基本とし、現時点における修正、変更を加え、国の示した「集中改革プラン」の体系事項に沿った形で、整理・再編するとともに、計画期間を1年延長した「日出町行財政改革プラン(集中改革プラン)」を策定いたします。

平成18年3月

日出町行財政改革推進本部長

日出町長 工藤 義見

# 目 次

## ・行財政の再建に向けて

1 財政危機	1
2 行財政再建のために	1
3 新地方行革指針の概要	2

## ・行財政改革の基本的な考え方

1 徹底した内部管理経費の削減	3
2 サービスとコストの最適化	3
3 公共サービス提供の見直し、住民との協働のまちづくり	3
4 町民負担の公平	3

## ・財政の現状と問題

1 財政概況	4
（1）歳入の状況	4
（2）歳出の状況	5
（3）財政の硬直化	6
2 日出町の行政サービス水準	7
（1）性質別経費による比較	7
（2）公共施設の整備状況による比較	8
3 財政危機の要因	9
4 現状のまま推移した場合	9
（1）収支見直し	9

## ・具体的な改革項目及び数値目標

1 人件費等の抑制	12
（1）常勤の特別職給料のカット	12
（2）一般職員給料のカット	12
（3）職員の新規採用一時停止	12
（4）職員定数の削減	12
（5）早期退職の促進	13
（6）議員報酬の見直し	13
（7）議員定数の見直し	13
（8）各種委員等報酬の見直し	13
2 補助費等及び扶助費の見直し	14
（1）補助費等の見直し	14
（2）扶助費の見直し	14
3 事務事業の重点配分	15
4 外部委託の推進	15
5 外郭団体等に対する町の関与のあり方を見直し	15
6 普通建設事業の見直し	15
（1）今後予定されている事業についての方針	16
（2）現在実施中の事業についての方針	16
7 特別会計繰出金の抑制	16
8 公債費の長期的な抑制	16
9 使用料、手数料等の適正化	17
（1）下水道等使用料の見直し	17
（2）その他の使用料、手数料等を見直し	17
（3）減免基準の見直し	17

( 4 ) 国の基準への適合：保育所保護者負担金	1 7
1 0 町税等の徴収率の向上	1 8
1 1 町有財産の売却、有効活用	1 8
( 1 ) 処分可能な土地の早期売却	1 8
1 2 職員の意識改革	1 9

## ．財政運営の基本目標

1 改革後の収支見通し	2 0
2 財政運営の基本目標	2 1

## ．プランの進行管理

1 行動計画（アクションプラン）の作成と達成度の検証	2 1
2 進行管理	2 1
3 町民への公表	2 1

## ．集中改革プラン主要事項の取り組みについて（再整理）

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合	2 2
2 民間委託等の推進	2 2
3 定員管理の適正化	2 2
4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	2 4
5 第三セクターの見直し	2 5
6 経費節減等の財政効果	2 5
7 地方公営企業関係	2 6

おわりに

## ．行財政の再建に向けて

### 1．財政危機

日出町の財政は、長期的な景気の低迷等により町税収入や地方交付税が伸び悩む一方で、バブル崩壊後の国の経済対策に対応し、社会資本整備を積極的に推進するとともに、急激な少子・高齢化の進展など社会的情勢の変化に対応する施策を充実したことなどにより、大変厳しい状況となってきました。

近年、町税等の歳入の減少に対処するため、旅費、各種手当の見直し等による経費の節減合理化に努めてきたところですが、歳出構造全般にわたる改善が十分に達成できていなかったことから、さらに厳しい財政状況となっています。平成16年度における三位一体の改革に伴い地方交付税、臨時財政対策債が大幅に削減され、これを含めた直近の情勢を踏まえ、「中期的な財政収支の試算」を行ったところ、このまま行財政改革を行わなければ、平成17年度に約1億7千万円の赤字が生じるという厳しい結果となりました。

さらに、財政調整用基金を財源補填として充てた場合、平成18年度には基金が底をつくと同時に、平成20年度には13億円以上の財政赤字が見込まれ「財政再建団体」となるほどの危機的な状況に陥っています。

### 2．行財政再建のために

「中期的な財政収支の試算」の結果は、このまま歳出削減の努力や歳入確保対策を行わなければ、本町財政が破綻に陥る危機的な状況を示すものです。

財政再建団体への転落は、町政運営全般が国の管理下に置かれ、町民サービスの低下はもとより、町独自の施策が制限されるなど、実質的に地方自治を放棄することになることから、いかなる方策を講じてでも、断固として回避しなければなりません。

このため、今後見込まれる財源不足の解消はもちろんのこと、将来にわたって持続可能な財政運営の確立を目指して、あらゆる経費で聖域を設けることなく、ゼロから見直す行財政改革に直ちに取り組む必要があります。

平成17年度から平成20年度までを「再建期間」と位置付け、これまでの常識や慣行にとらわれず、抜本的な改革を行います。

#### 「財政再建団体」とは

標準財政規模(町税収入+地方交付税収入)の20%以上の赤字(本町の場合は約10億4千万円)が生じると財政再建団体に該当します。

財政再建団体になると、行財政運営について実質的に国の管理下におかれ、町の自主性は大幅に制限されてしまう上に、教育・福祉・医療関係の助成や生活道路の整備、老朽化した公共施設の改修など、町が独自に、また国の基準を越えて実施している行政サービスの打ち切りや、使用料・手数料の大幅な引き上げ、さらには徹底した組織・人員の合理化などの厳しい取組みが求められ、町民生活等に多大な影響を与えることとなります。

### 3. 新地方行革指針の概要

平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、平成 17 年 3 月 29 日に示しました。

この「新地方改革指針」では、すべての地方自治体に対し、「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」の策定、また、住民に対し行財政改革大綱等をわかりやすく公表するという「地方自治体の説明責任」を求めています。

#### (1) 行政改革大綱について

行政組織運営全般について、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action) の「PDCA サイクル」により不断の点検を行いつつ、新たな行財政改革大綱の策定・見直しを行うことを求めています。

#### (2) 集中改革プランについて

行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、次の 7 の項目を中心に、平成 17 年度を基点とし、おおむね平成 21 年度までの 5 ヶ年間の具体的な取り組みを住民に分かりやすく明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を平成 17 年度中に策定し、公表することを求めています。

##### 集中改革プランとして策定が求められている項目

事務・事業の再編、整理、廃止・統合
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
定員管理の適正化
手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤手当等諸手当の見直し等）
第三セクターの見直し
経費節減などの財政効果
地方公営企業関係

#### (3) 説明責任の確保

集中改革プラン等の策定に当たっては、広報誌・ホームページを通じ、住民等に分かりやすい形で公表すること。また、PDCA サイクルの各過程において住民等の意見を反映する仕組みを整えることを求めています。

本町では、「日出町行財政改革プラン」を、この「集中改革プラン」として位置づけ、国の指針に示された事項を盛り込むこととし、「計画期間」を 1 年延長し平成 21 年までの 5 年間とします。

また、この集中改革プランに該当する取組み項目は、以下の取組み事項

「具体的な改革項目及び数値目標」の中で、「集中」～「集中」で示すこととします。

## ．行財政改革の基本的な考え方

具体的な改革プランを推進するにあたっては、現状における収支不均衡を解消するとともに、安定した住民サービスを将来にわたって継続していくための行財政基盤を確立することを目指し、次の4点を基本姿勢としながら取り組んでいきます。

### 1．徹底した内部管理経費の削減

これまで、特別職給与・時間外勤務手当のカット、事務の執行にかかる経費の削減など、内部管理経費の削減に取り組んできましたが、さらに厳しいレベルで人件費の削減を行うなど、徹底した内部管理経費の削減に取り組めます。

### 2．サービスとコストの最適化

限られた行政財産(人、物、金)で最大の効果を発揮するため、総花的な事業展開から脱却し、事務事業の優先度や行政関与の妥当性を検証しながら、真に必要な分野へ資源の重点配分を行います。

また、施策の推進にあたっては、常にコスト縮減のために多様な手法を検討し、最適な選択を行いながら取り組んでいきます。

### 3．公共サービス提供の見直し、住民との協働のまちづくり

単なるコストの削減だけでは、財政危機を克服することはできません。一度原点に帰って、公共サービスは誰が担うのかを見直します。サービスを受ける側にとっては、サービスの供給主体が必ずしも行政でなければならないということはありません。むしろ質が高くコストが低いことが顧客志向にかなったものであり、多様な供給主体からサービスとそのコストを選択できることが望ましいといえます。

住民の自主・自立を最終的な理想形として、地域住民やボランティアの主体的な活動によるサービスの提供、民間事業者やNPOによるサービスの提供、行政がこれらの活動を支えるとともに、地域住民や民間事業者ができない時はサービスの提供を行う、真の協働のまちづくりを進めます。

### 4．町民負担の公平

特定の人だけが特定のサービスを利用する場合、利用しない人との負担の公平性を確保しなければならないというのが「受益者負担の原則」です。

町民一般を対象として受益者を特定できないサービスやシビルミニマムを確保するためのサービスなど、地域社会全体で負担すべきものを除いては「受益者負担の原則」に則したサービスの提供により、町民負担の公平性を最大限確保できるよう取り組んでいきます。

シビルミニマム：自治体が住民のために保障しなければならないとされる最低限度の生活環境基準



## ．財政の現状と問題

### 1．財政概況

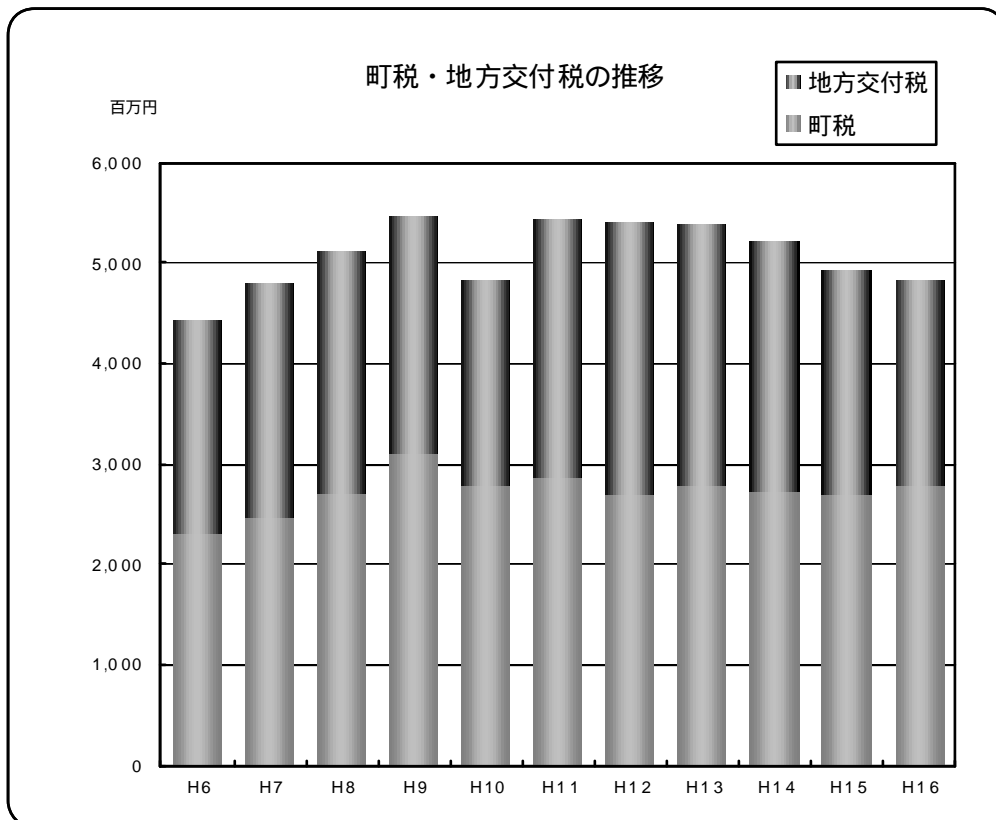
#### (1) 歳入の状況

すべての行政サービスは、町税をはじめとする歳入をもとに、その配分を通して行われますが、特に、町税及び地方交付税は最も基幹的な歳入であり、この安定的確保が財政運営の土台となります。しかし、国が進めようとしている「三位一体の改革」は、地方交付税のさらなる抑制、国庫補助負担金の大幅な削減を進める一方で、地方の徹底的な歳出削減を前提として、税源移譲額を厳しく圧縮するものと予想され、町の基本的な歳入構造は、今後さらに厳しくなることが明らかです。

【町税・地方交付税の推移】

百万円

項 目	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
町 税	2,291	2,452	2,694	3,106	2,781	2,857	2,701	2,776	2,717	2,691	2,770
地方交付税	2,132	2,340	2,432	2,361	2,029	2,589	2,709	2,607	2,501	2,237	2,058



## (2) 歳出の状況

人件費（職員の給与等）については、人事院のマイナス勧告等により、平成11年度以降はほぼ横ばいとなっています。

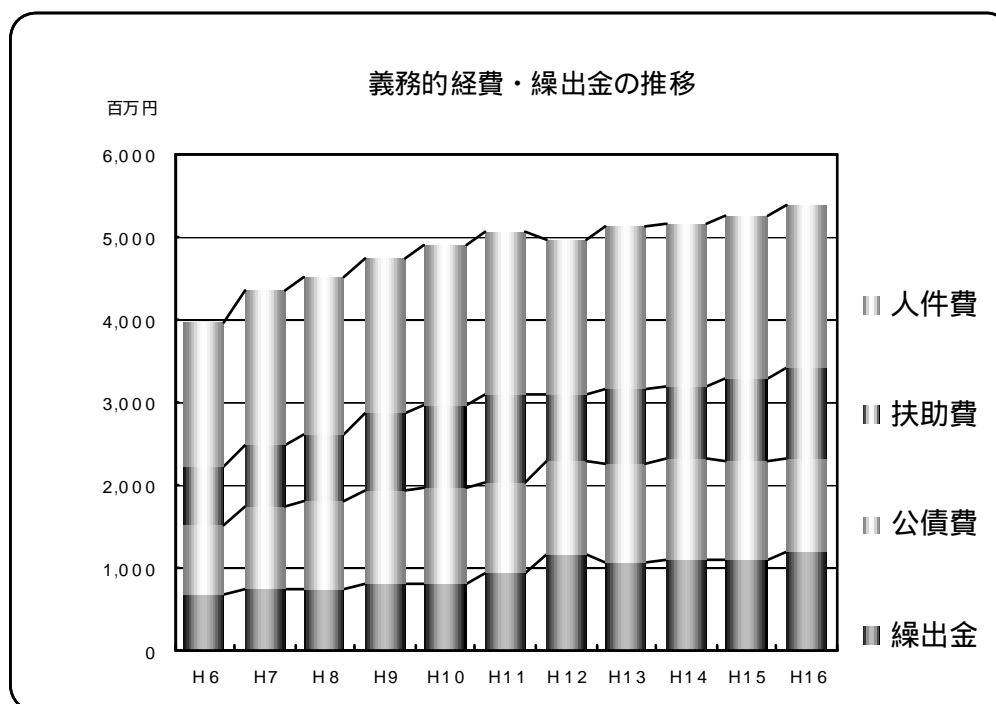
しかし、扶助費（児童福祉、老人福祉などの経費）及び公債費（借金の返済）は増加しており、平成6年度比で、扶助費は約1.5倍、公債費は約1.4倍となっており、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）全体では、約1.3倍となっています。

また、特別会計への繰出金も年々増加し、平成6年度比で1.7倍となっており、特に老人保健や介護保険への繰出し、下水道事業の公債費の増加に伴う繰出しが、町の財政を大きく圧迫しています。

### 【義務的経費・繰出金】

百万円

区分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
義務的経費	3,272	3,582	3,766	3,944	4,068	4,117	3,812	4,051	4,045	4,148	4,188
人件費	1,745	1,849	1,879	1,884	1,915	1,944	1,883	1,973	1,954	1,963	1,972
扶助費	717	743	814	942	1,007	1,051	809	869	897	989	1,093
公債費	810	990	1,073	1,118	1,146	1,122	1,120	1,209	1,194	1,196	1,123
繰出金	698	755	737	808	820	924	1,156	1,062	1,115	1,105	1,201



### (3) 財政の硬直化

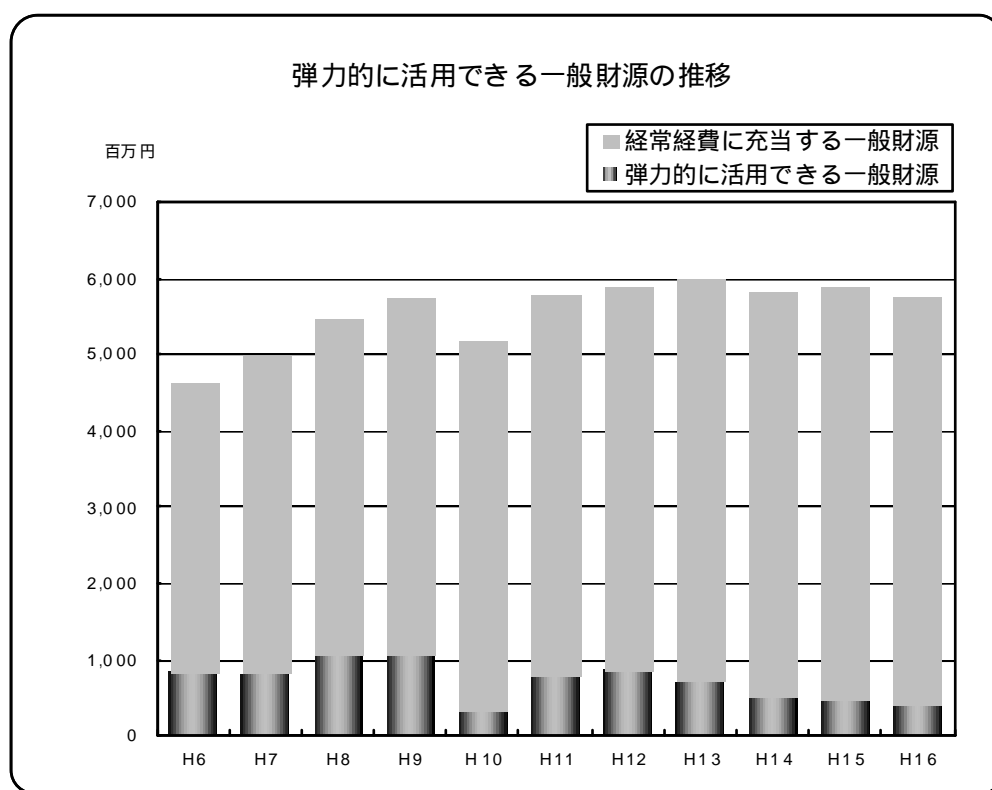
用途が特定されていない一般財源から経常的な経費に充てる額を差し引いた額は、投資的経費（建設事業の経費など）、補助金、積立金などに弾力的に活用することが可能となります。

本町の弾力的に活用できる財源は、平成6年度には8.4億円でしたが、平成16年度決算では4.1億円と、4.3億円（51%）も少なくなっており、財政の硬直化が進んでいます。

【弾力的に活用できる財源の推移】

百万円

区分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
一般財源	4,635	4,987	5,485	5,749	5,196	5,776	5,889	5,999	5,835	5,902	5,764
経常経費充当一般財源	3,798	4,171	4,427	4,664	4,872	4,989	5,012	5,287	5,342	5,442	5,350
弾力的に活用できる財源	837	816	1,058	1,085	324	787	877	712	493	460	414



## 2. 日出町の行政サービス水準

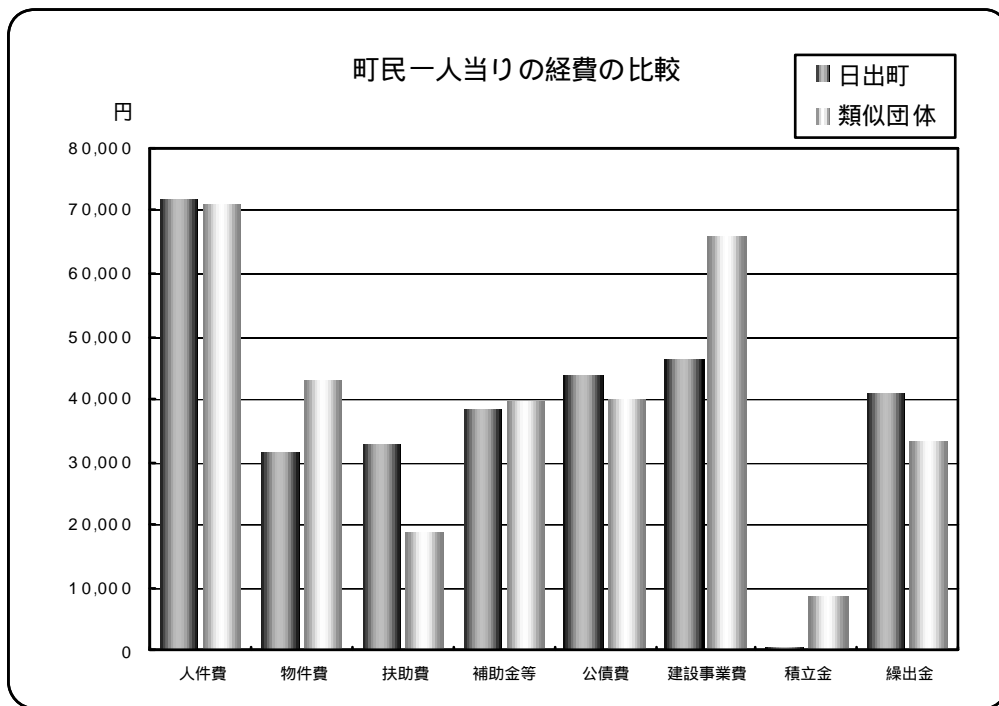
### (1) 性質別経費による比較

類似団体（人口規模・産業構造が類似する町村：本町を含む 49 団体）と比較した歳出の状況を、平成 14 年度決算額で示します。

【町民一人あたりの経費】

（単位：円）

項目	人件費	物件費	扶助費	補助金等	公債費	建設事業費	積立金	繰出金
日出町	71,620	31,392	32,876	38,280	43,781	46,221	379	40,878
類似団体	70,981	43,155	18,932	39,792	40,158	65,943	8,484	33,359



類似団体を上回っているのは、人件費、扶助費、公債費、繰出金です。人口 1 人あたりの金額に換算して、扶助費は 73.7% も上回っております。これは福祉のまちづくりとして、各種施策に積極的に取り組んできたことによるものです。

特別会計の繰出金は、22.5% 上回っておりますが、これは下水道事業、区画整理事業等の社会資本整備に取り組んできたためです。

一方で、普通建設事業費は類似団体と比較して、29.9% と低く、本町の財政悪化により、普通建設事業へ一般財源を充当出来ないためです。

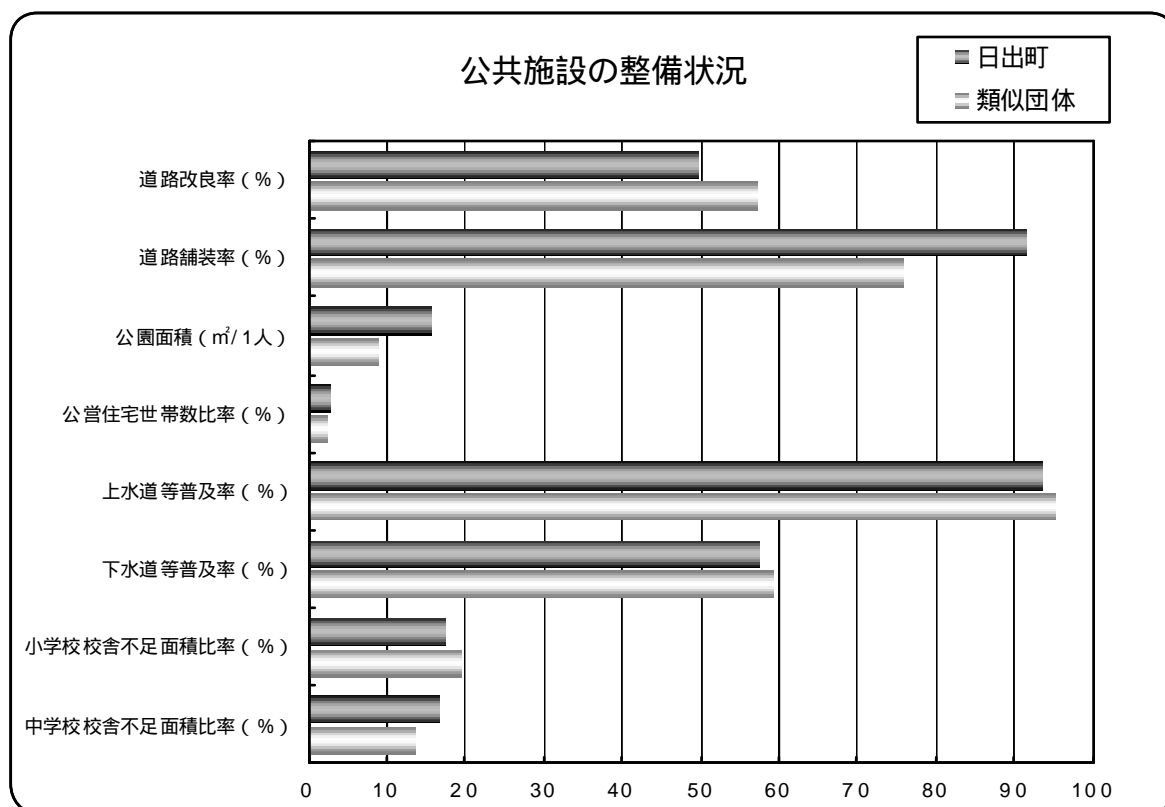
## (2) 公共施設の整備状況による比較

【平成 14 年度公共施設状況調査】

項 目	日出町	類似団体
道路改良率 ( % )	49.8	57.1
道路舗装率 ( % )	91.5	75.9
都市公園等公園面積 ( m <sup>2</sup> / 1人 )	15.8	8.9
公営住宅世帯数比率 ( % )	2.9	2.7
上水道等普及率 ( % )	93.7	95.4
下水道等普及率 ( % )	57.7	59.3
小学校校舎不足面積比率 ( % )	17.4	19.7
中学校校舎不足面積比率 ( % )	16.7	13.9

行政サービスの水準を、公共施設の整備状況によって類似団体と比較すると、多くの施設が類似団体を上回っています。

本町は、町民サービスの向上に努力しており、比較的高いサービス水準に到達しています。しかし、現在の歳入状況のなかでは、この水準をこのまま維持していくことが困難になりつつあります。



### 3. 財政危機の要因

最も大きな要因は、町の基幹的な歳入である町税及び地方交付税の、予想を上回る大幅な落ち込みです。町税と地方交付税の合計額は、平成13年度の53億8千万円から、平成16年度の48億3千万円と、3年間で5億5千万円もの減額となり、財政運営に大きな影響を及ぼしています。

歳出面では、これまでも特別職給与及び職員の各種手当のカット等内部管理経費の削減に努力してきました。しかし、少子高齢化の進展に伴う各種施策の実施による扶助費の増加、バブル崩壊後の国の景気浮揚対策にもとづく各種公共事業実施等により、公債費が大幅にふくらみ、結果として現在の歳入構造では耐え切れないほどの負担になっていることなどが、要因としてあげられます。

今後は、持続可能な行財政基盤を確立するため、内部管理経費を最大限切り詰め、効果の上がる事務事業に重点化を図りながら、歳入に見合った歳出規模にしていくとともに、歳入面についても、受益者負担の原則に基づき、適正な料金設定、適正な町民負担を実現していくことが必要です。

### 4. 現状のまま推移した場合

今後において、何ら改革を実施しない場合に、収支がどのようになるかを予測します。

【改革を行わない場合の収支見通し】

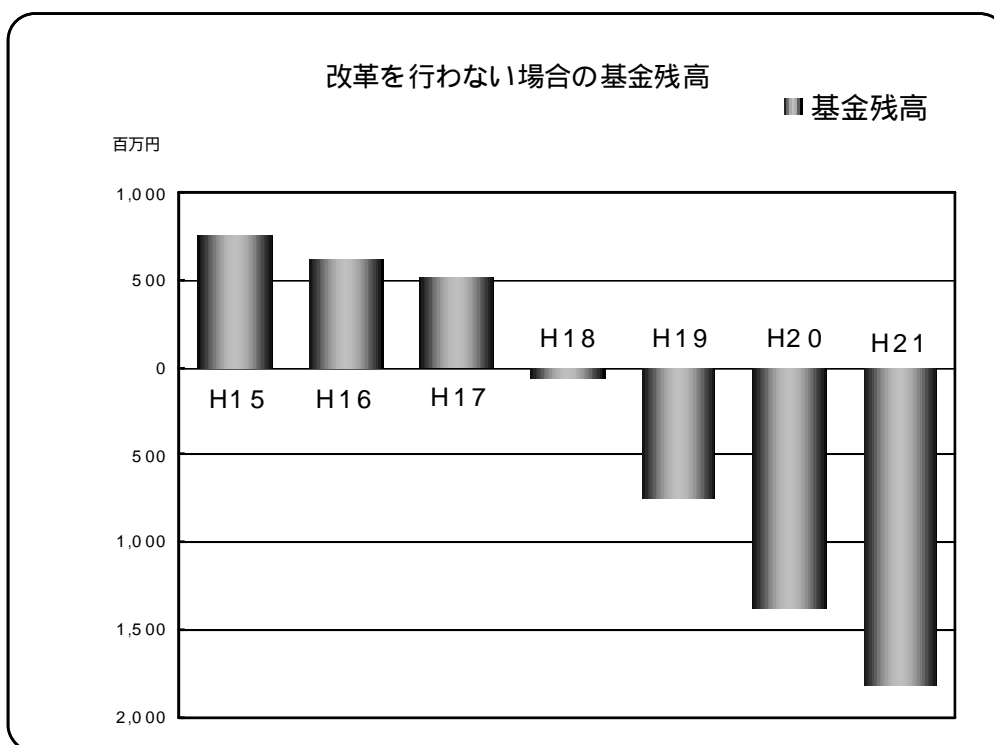
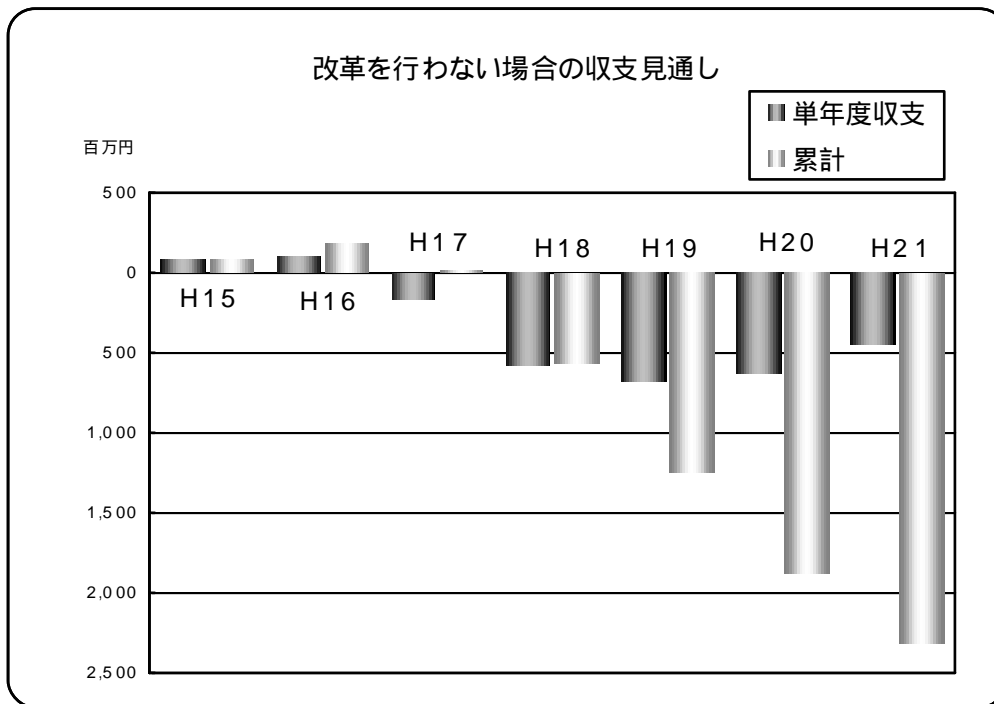
(単位：百万円)

項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
町税	2,691	2,770	2,894	2,794	2,849	2,916	2,949
地方交付税	2,237	2,058	1,890	1,700	1,671	1,617	1,575
国県支出金	1,198	1,235	1,180	1,183	1,218	1,293	1,218
町債	1,028	841	743	774	617	605	610
うち臨財債	569	409	314	283	283	283	283
その他	985	1,293	1,015	1,000	937	940	970
歳入合計	8,139	8,197	7,722	7,451	7,292	7,371	7,322
義務的経費	4,148	4,188	4,189	4,144	4,276	4,225	4,156
人件費	1,963	1,972	2,029	1,929	1,949	1,897	1,843
扶助費	989	1,093	1,165	1,217	1,264	1,313	1,331
公債費	1,196	1,123	995	998	1,063	1,015	982
投資的経費	906	815	822	1,137	883	897	765
その他	2,993	3,096	2,879	2,755	2,817	2,882	2,847
歳出合計	8,047	8,099	7,890	8,036	7,976	8,004	7,768
収支	92	98	168	585	684	633	446
収支(累計)	92	190	22	563	1,247	1,880	2,326
(基金残高)	761	621	519	66	750	1,383	1,829

↑ (基金枯渇)

#### 【推計方法】

- ・ 15・16年度は決算額
- ・ 17年度以降、町税、地方交付税、臨時財政対策債は内閣府の試算した伸び率を参考に積算
- ・ 17年度の(基金残高)には決算剰余金積立額(66百万円)含む



このように、改革を実施しなければ、町税収入が伸びたとしても歳入全体の増収は見込めず、一方義務的経費の増加に歯止めがかからないことにより、収支のマイナスがますます拡大していくことになります。

この場合、財政調整用基金（財政調整基金、減債基金）を財源補填として充てていったとしても、平成18年度には基金が底をつくと同時に、収支が赤字に転落することになります。

さらに、平成20年度には、標準財政規模の20%を超える13億円以上の財政赤字となることが見込まれ、「財政再建団体」転落が避けられないほどの危機的な状況に陥っています。

このような事態にならないためにも、いち早く行財政改革に取り掛かなければなりません。

・具体的な改革項目及び数値目標

具体的検討事項

部 会 名	構 成	検 討 事 項
総 務 部 会	総 務 課 財 政 課 企 画 振 興 課 税 務 課 会 計 課 議 会 事 務 局 監 査 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休町有財産の活用、売却について</li> <li>・一般職、特別職等の給与、手当、報酬等に関すること</li> <li>・事務組織、機構に関すること</li> <li>・電算システム(電子決裁等導入)の見直しについて</li> <li>・各施策の財政負担の再検討について</li> <li>・税、納税関係の検討(滞納対策、報償金、新税導入等)</li> <li>・総合的に滞納整理を扱う課の新設等検討</li> <li>・各種負担金、奨励的補助金の見直しについて</li> <li>・各種使用料、手数料の見直し</li> <li>・ホームページの充実</li> <li>・事務事業評価システム導入の検討</li> <li>・その他</li> </ul>
産 業 経 済 部 会	農 林 課 商 工 観 光 課 耕 地 水 産 課 農 業 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城下かれい祭り、産業文化祭りの開催に関すること</li> <li>・耕地関係、受益者負担金に関すること</li> <li>・各種負担金、奨励的補助金の見直しについて</li> <li>・各種使用料、手数料の見直し</li> <li>・その他</li> </ul>
建 設 部 会	都 市 建 設 課 下 水 道 課 水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資的事業の事業費、計画期間の見直しについて</li> <li>・町営住宅使用料の滞納整理について</li> <li>・総合的に滞納整理を扱う課の新設等検討</li> <li>・簡易水道及び下水道使用料に関すること</li> <li>・各種負担金、奨励的補助金の見直しについて</li> <li>・各種使用料、手数料の見直し</li> <li>・その他</li> </ul>
社 会 厚 生 部 会	住 民 課 福 祉 保 健 課 生 活 環 境 課 教 育 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップサービス等窓口に関すること</li> <li>・社会福祉協議会への補助、委託に関すること</li> <li>・扶助費について、所得制限等の見直し</li> <li>・国民健康保険、介護保険等の給付費の抑制について</li> <li>・ごみ処理業務に関すること</li> <li>・学校、幼稚園の統廃合、給食センターの民営化について</li> <li>・社会教育、社会体育関係行事の見直しについて</li> <li>・各種負担金、奨励的補助金の見直しについて</li> <li>・各種使用料、手数料の見直し</li> <li>・その他</li> </ul>



## 1. 人件費の抑制【基本姿勢1】

行財政再建にあたっては、補助金等や扶助費の削減、公共事業の見直し・凍結、さらに手数料・使用料等の引き上げなど、町民の皆様にも痛みがともなう厳しい改革を実施せざるを得ないところではありますが、まず、町職員自らが痛みを受けなければなりません。

### 【期待される効果額】

(単位：千円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
削減目標	155,013	90,480	122,048	128,398	109,456	605,395

### (1) 常勤の特別職給料のカット・・・集中

**【効果額：12,348千円】**

町長をはじめとした常勤の特別職の給料については、平成16年4月から平成19年3月まで、5%～7%の給料カットをおこなっているところです。今回、カット率を約15%～20%(給料月額)として平成17年1月から平成21年3月までの間、実施します。

また、収入役は置かず、助役がその事務を兼掌する方向で検討します。

【カット率】	(現行)	(見直し後)
町長	7%	20.45%
助役	5%	17.04%
教育長	5%	15.10%

### (2) 一般職員給料のカット・・・集中

**【効果額：162,864千円】**

一般職員の給与については、過去3年間人事院勧告のベースダウン(3.1%)や据え置きによる減額の措置を受けていました。今回、行財政改革による内部管理経費の削減の取り組みとしてさらに町独自で全職員の給料月額のカットを行うことで、職員組合と調整し合意に達しました。(実施期間は平成17年4月から平成21年3月までの間、実施することとします。)

【カット率】	
全職員(給料月額)	5.0%

### (3) 職員の新規採用一時停止・・・集中

**【効果額：285,253千円】**

平成17年度から平成21年度までの間、退職予定職員は46人となっております。それに伴う職員の新規採用については、平成18年度は実施しません。なお、平成19年度以降の職員の新規採用については、状況を考慮しながら対処します。

### (4) 職員定数の削減・・・集中

地域づくり・活性化のための住民との協働の拠点となる出張所(4箇所)の見直しや、保健福祉センターの管理運営業務、人材派遣並びに、社会福祉協議会への人材派遣の見直し、健康づく

り係（保健師）の配置見直し、現業業務の民間委託、公共事業部門の見直し等により、職員の削減を目標とする計画的な削減を進めるとともに、事務事業の大幅な見直しに合わせた事業課（建設課と都市計画課・水道課と下水道課）の統合再編も含めた本庁機能の抜本的な見直しにかかる職員の再配置を行います。

**【削減目標】**

対象職員 236人 10%（約24人）

**（５）早期退職の促進・・・集中**

職員の新陳代謝、定数削減計画の実効性を高めるため、満50歳から満59歳の職員を対象とする退職希望者の募集を行います。（ただし、満40歳以上の職員についても、申し出により対象者に加えることとします。）

**（６）議員報酬の見直し・・・集中**

**【効果額：5,481千円】**

町議会議員の報酬については、議員提案による自主計画に基づいて見直しを基本に調整を行ってきました。現行のカット率は3%（報酬月額）で平成16年4月から平成19年3月までの間、実施していましたが、今回カット率を5%（報酬月額）とする見直し案の提案がありました。

（実施期間は平成17年4月から平成21年3月までの間、実施することとします）

	（現行）	（見直し後）
【報酬カット】	3%	5%

**（７）議員定数の見直し・・・集中**

**【効果額：133,339千円】**

町議会議員の定数については、報酬同様、議員提案による自主計画に基づいて見直しを基本に調整を行い、定数においては現行の22人を6人減の16人として、次回の町議会議員選挙（平成18年3月実施することとします）から適用する見直し案の提案がありました。

	（現行）	（見直し後）
【議員定数】	22人	16人

**（８）各種委員等報酬の見直し・・・集中**

**【効果額：6,110千円】**

各種審議会委員の報酬単価について、見直しを基本に調整を行いました。

（現行）	（見直し後）
5,300円/日	4,000円/日

## 2. 補助金等及び扶助費の見直し【基本姿勢2】

補助費等（負担金・補助金等）については、これまでも予算編成方針に基づき削減を実施してきましたが、さらに、町民のニーズを見極め、その役割や効果を精査し、廃止や統合も視野に入れた見直しを行います。

扶助費については、国の社会保障制度改革により、福祉サービスは措置制度から支援費制度に転換され、利用者負担についても、無料から有料へ、一律定額負担から応能応益負担へと、その枠組みが変わっています。

少子高齢化が進展し、要介護者・要保護者が増えつづけるため、現在の厳しい財政状況では、行政の責任で行うべき要介護者・要保護者に対する基本的な施策を最優先とします。こうした基本的な施策を持続的に展開していくために、国及び県の基準を上回るサービスについては見直しを行いません。（別添資料【行政評価対象事務事業等の今後の方向性】参照）

### （1）補助費等の見直し・・・集中

所期の目的を達成し、社会的ニーズの薄れている負担金・補助金  
 参加する意義の薄れている団体負担金  
 社会通念上、過剰と思われるサービスであり、個人や団体が負担することが適当な補助金  
 国県補助金と類似の補助金、国県補助への上乗せ補助金  
 効果が得られてない補助金

#### 【期待される効果額】

（単位：千円）

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	5 年間累計
削減目標	19,166	20,379	22,583	22,635	22,635	107,398

#### 【見直しの対象とする補助費( 177 件)の例】

- ・ 社会福祉協議会補助金
- ・ かわい祭行事負担金
- ・ 廃プラスチック適正処理推進補助金
- ・ 青少年国際交流事業補助金
- ・ 商工会補助金
- ・ みかん果汁補助

### （2）扶助費の見直し・・・集中

高付加的な給付基準の見直し  
 国県の基準に従った所得制限の設定

#### 【期待される効果額】

（単位：千円）

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	5 年間累計
削減目標	14,550	14,550	14,550	14,550	14,550	72,750

全体的に扶助費は自然増となっており、今回見直しを行った町単独分の扶助費の効果額は、自然増分に呑み込まれた状態となっています。

#### 【見直しの対象とする扶助費( 10 件)の例】

- ・ すこやか赤ちゃん誕生祝金
- ・ 町敬老年金

### 3 . 事務事業の重点配分【基本姿勢 2】

事務事業の必要性、行政関与の妥当性、公平性の判断をこれまで以上に徹底し、成果の度合いに基づきその有効性、効率性、優先性を検証しながら、事務事業の適切な選択と重点配分を行います。単に削減のみに力点を置くのではなく、優先的、緊急的な事務事業を立案し、スクラップアンドビルドを徹底しながら、そのニーズに対処していくこととします。・・・**集中**（別添資料【行政評価対象事務事業等の今後の方向性】参照）

### 4 . 外部委託の推進【基本姿勢 3】

事務事業の外部委託を推進し、多様な主体が公益を担うことにより、行政のスリム化を図るとともに、町民サービスの向上を図ります。平成 17 年度に詳細を検討し、平成 18 年度から順次外部委託を進めます。

【外部委託を推進する業務】

- ◆ ごみ収集業務・・・**集中**

### 5 . 外郭団体等に対する町の関与のあり方の見直し【基本姿勢 3】

団体の運営の活性化・効率化、事務事業の整理合理化、組織の簡素化、自主財源の確保等、団体自らの改革を求めます。町からの業務援助職員を見直すとともに、団体の非常勤職員・臨時職員を削減または人件費の見直しを求めます。

【対象とする団体】

- ◆ 日出町観光協会（外郭団体）・・・**集中**
- ◆ 日出町社会福祉協議会（関連団体）・・・**集中**

### 6 . 普通建設事業の見直し【基本姿勢 2】

町民にも負担を求めざるを得ない財政状況を踏まえ、道路改良などの普通建設事業については、緊急に実施しなければならない事業を除き、再建期間中は、休止・凍結などの措置を講ずるほか、事業費の圧縮、事業内容の精査、実施時期の見直しを行います。

【国庫補助事業・単独事業】

町民の要請に応える真に緊急性の高い事業を厳選し、前年度予算と比較して、通常ベースで平成 17 年度以降は、約 5 % の事業規模の縮減を行います。・・・**集中**

【施設整備費の見直し】

公共施設（学校を除く）の建替え、大規模改修については、原則として平成 20 年度まで凍結します。適時・適切な点検や必要最低限の計画的な維持補修等により、施設の老朽化を防止し、使用年数の長期化を図ります。・・・**集中**

【期待される効果額】

（単位：千円）

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	5 年間累計
削減目標	55,000	310,000	459,000	559,000	345,000	1,728,000

**(1) 今後予定されている事業についての方針**

**大神小学校校舎増改築事業・・・集中**

これまでの経過から、凍結は困難であるが、複数年実施、事業費の圧縮等を検討します。

**中心市街地整備事業・・・集中**

都市計画事業で計画していた日出高校跡地利用を含めた区画整理事業を見直し、駅周辺の主要施設を主体に整備を進めていく方向になりつつあります。尚、この手法では都市計画事業では採択要件が厳しく、町単独事業で行うようになるので、町財政状況の許す限りの予算で道路整備、駅前交通広場の整備を行うこととします。

**平原新貝深江港線道路改良事業・・・集中**

平成 20 年度まで、事業を凍結します。

**内野深江港線道路改良事業・・・集中**

平成 20 年度まで、事業認可及び実施を調整します。

**(2) 現在実施中の事業についての方針**

現在実施中の事業についても見直しを行います。特に、以下の事業については、継続、休止、中止を視野にいれ、検討します。

【見直しの対象とする事業】 豊岡公園建設事業・・・集中

**7. 特別会計繰出金の抑制【基本姿勢 2】**

特別会計における独自収入の確保や事業費及び起債額の抑制などにより、特別会計に対する一般会計からの繰出金を抑制します。

【期待される効果額】

(単位：千円)

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	5 年間累計
削減目標	—	15,000	15,000	15,000	15,000	60,000

【繰出金を抑制する会計】 公共下水道事業特別会計・・・集中  
簡易水道特別会計・・・・・・・集中

**8. 公債費の長期的な抑制【基本姿勢 2】**

投資的経費の削減のほか、見積もり合わせ等の方法による低利での借り入れを実施し、長期的な公債費の抑制を図ります。・・・集中

## 9. 使用料、手数料等の適正化【基本姿勢4】

実質的な収支バランスを欠いた現状では、歳出の削減だけで行財政再建はできません。あわせて自主財源の確保に向けた最大限の取組みをおこないます。

近年改定されていない使用料、手数料等については、社会情勢に照らし、原価計算や受益者負担の原則に基づき適正化を図ります。・・・**集中**（別添資料【行政評価対象事務事業等の今後の方向性】参照）

### 【期待される効果額】

（単位：千円）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間累計
効果目標	-	2,897	37,897	37,897	37,897	116,588

#### （1）下水道等使用料の見直し・・・**集中**

公共下水道使用料、農業集落排水事業使用料、漁業集落排水事業使用料については、一般会計からの繰出金を抑制し、下水道財政基盤を確立するため、計画期間内に使用料の改定を行います。

#### （2）その他の使用料、手数料等の見直し

長年見直されず、近隣の市町村と比較して著しく低い使用料、手数料等や、大幅にコストを下回っている手数料等について見直しを行います。（今後3年以内に収支の見直しを行い、周知期間を含め期間内の実施を目指します。）

【主な見直しの対象】 豊岡及び南端簡易水道使用料・・・**集中**

#### （3）減免基準の見直し・・・**集中**

公共施設の使用料について、当町の場合、特に一部の運動施設（町営グラウンド・町営体育館等）や文化施設（中央公民館ホール等）や保健福祉センター等において、その使用料を安易に減免しているという現状があります。施設の使用料について一概に金額だけで問題視することは適当とはいえませんが、はたしてこの実態が、受益者負担の原則に沿っているかと言う点では、原点に立ち返って見直しを行う必要があります。

このような視点をもって、すべての公共施設の使用料の減免基準の見直しを行います。

#### （4）国の基準への適合：保育所保護者負担金・・・**集中** 【効果額：105,000千円】

本町の保育料は、料金体系全体としては国の基準を大きく下回っていることから、数年前より町財政に及ぼす影響を監査委員等から指摘され、その改定の検討を余儀なくされました。今後4年間のなかで、国の基準に近づけるよう見直しを行う必要に迫られています。

## 10. 町税等の徴収率の向上【基本姿勢4】

町税等の徴収率は、平成16年度決算で、現年度分と滞納繰越分をあわせて、町税については84.1%（現年度97.3%・滞納繰越4.9%）、国民健康保険税については75.6%（現年度91.0%・滞納繰越13.2%）となっています。

このままでは、住民の納税意欲に影響を及ぼし、税負担の不公正の観点からも現年度課税分の更なる徴収率の向上に努め、滞納繰越分の徴収強化に取り組みます。・・・集中

税務課内徴収体制の強化

滞納整理の強化

早期催促・個別訪問・納税相談の強化、高額滞納者に対する徴収強化(法的処分の強化)

口座振替制度の定着化

職員研修への積極的参加

多種多様な状況に対処するための徴収吏員としての資質向上の強化

## 11. 町有財産の売却、有効活用【基本姿勢2】

### (1) 処分可能な土地の早期売却等・・・集中

**【効果額：85,712千円】**

将来にわたって利用計画のない土地や、施設の移転等により処分すべき土地等について、積極的に売却します。

#### 本町における処分可能な土地の例

・大字豊岡北曲木	6211-45	244.66 m <sup>2</sup>
・ "	6211-52	244.36 m <sup>2</sup>
・ "	6211-53	262.45 m <sup>2</sup>
・上塔ノ平	333-128	252.12 m <sup>2</sup>
・大字川崎射場	5025-1	403.69 m <sup>2</sup>
・大字大神無田	56-11	136.26 m <sup>2</sup>
・ "	63-1	506.97 m <sup>2</sup>
・ "	68-28	132.09 m <sup>2</sup>
・ "	68-29	128.30 m <sup>2</sup>
・ " 田向	3455	1,069.37 m <sup>2</sup>

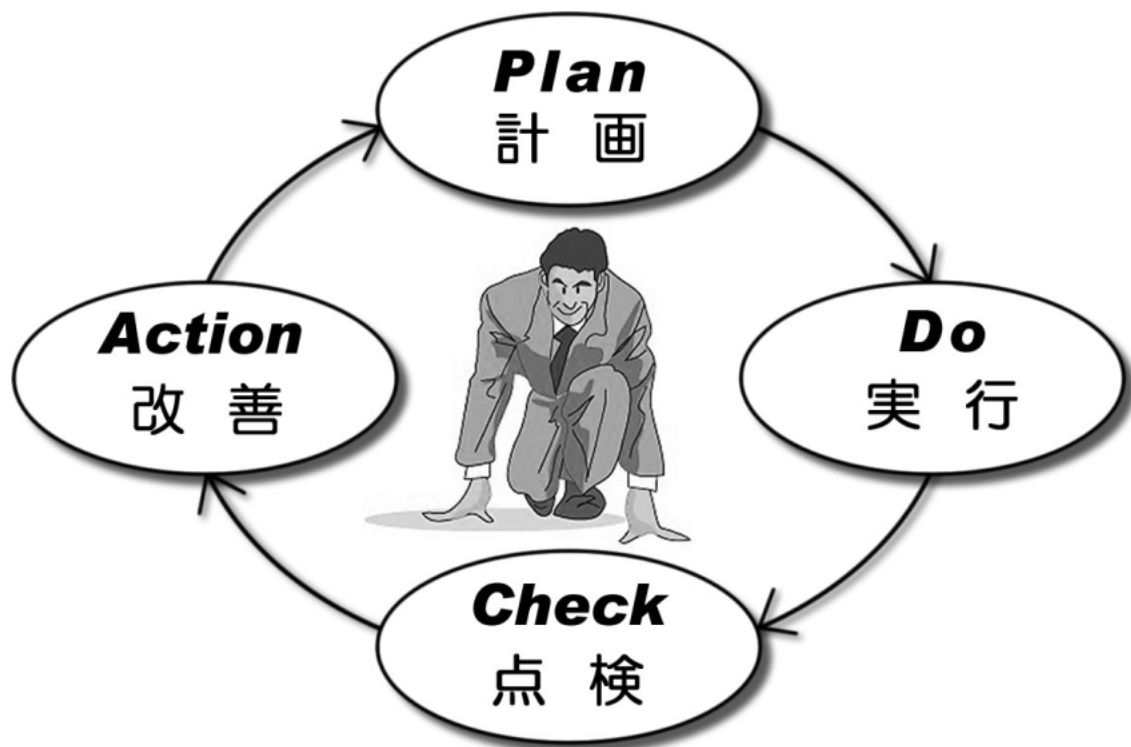
## 12. 職員の意識改革

行財政改革の実行にあたっては、職員一人一人が自ら考え、実現に向け実行していくという姿勢、また担当事務について絶えず問題意識を持つことはもちろんのこと、町政全般についても関心を持ち、積極的に自己啓発をしながら、柔軟な発想と創意工夫により、職員が一丸となって、この行財政改革に取り組むことが必要不可欠であります。

したがって、職員一人一人の能力や意欲・適性を踏まえ、課題発見・解決能力や政策形成能力の一層の向上を図るため、計画的な人事施策を展開し、最小の経費で最大の効果を実現できるよう、また、付加価値の高い行政サービスの提供を行うことができるよう職員の自己改革を促す実践活動に取り組んでいきます。

具体的には、通常業務をよりよく成し遂げようという本人の自己啓発意欲を先輩等がサポートすることによって、必要な知識・技能を習得していく方法「職場内訓練(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)」や、通常業務から離れての研修等「職場外研修(オフ・ザ・ジョブ・トレーニング)」を積極的に展開し、意欲と希望を持って業務に取り組める環境づくりに努めます。

また、職場事業実施においては「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(点検)」「Action(改善)」のマネジメントシステムの導入を検討し、既存の枠組みや前例にとらわれない目的意識やコスト意識の徹底など、職員の意識改革に取り組みます。





## ．財政運営の基本目標

### 1．改革後の収支見通し

改革プランを実施した場合の収支見通しは、以下のとおりです。・・・集中

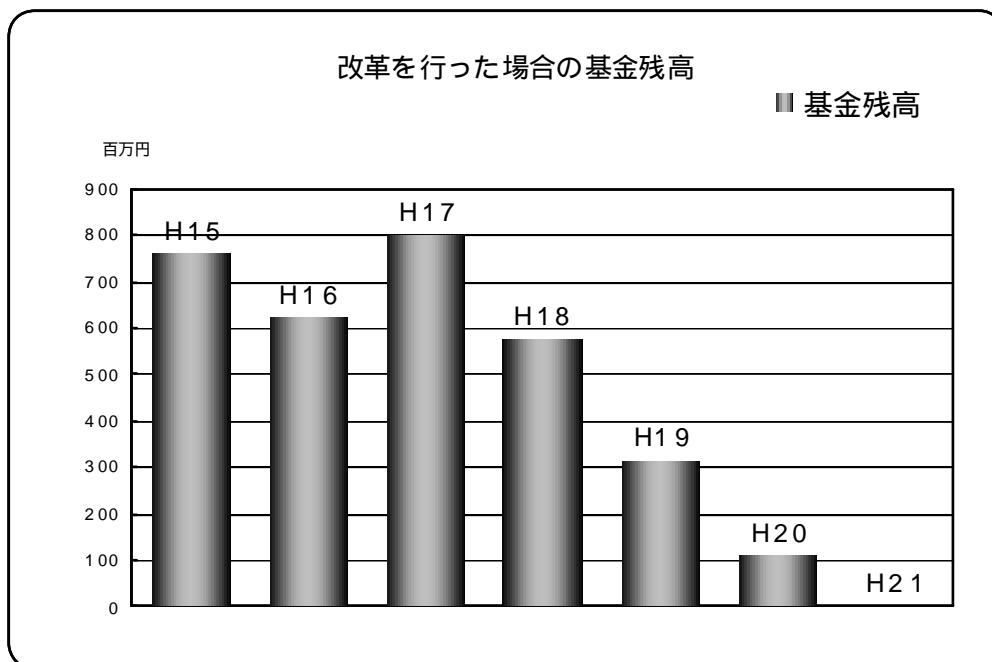
【収支見通し（改革実施後）】

（単位：百万円）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	主な改善要素	
歳入	町 税	2,770	2,899	2,799	2,854	2,921	2,954	
	地方交付税	2,058	1,890	1,700	1,671	1,617	1,575	
	国県支出金	1,235	1,180	1,109	1,082	1,098	1,148	事業規模の縮減、扶助費抑制に連鎖
	町 債	841	743	718	471	417	436	事業規模の縮減に連鎖
	うち臨財債	409	314	283	283	283	283	
	そ の 他	1,293	1,040	1,021	989	992	1,022	使用料等、保育料の見直し
	歳入合計	8,197	7,752	7,347	7,067	7,045	7,135	
歳出	義務的経費	4,188	4,021	4,039	4,139	4,081	4,031	
	うち人件費	1,972	1,875	1,839	1,827	1,768	1,733	給与削減（特別職・一般職） 議員報酬、各種委員報酬
	うち扶助費	1,093	1,151	1,202	1,249	1,298	1,316	町単独分の扶助費の見直しを含む
	うち公債費	1,123	995	998	1,063	1,015	982	
	投資的経費	815	767	827	424	338	420	建設事業費の抑制
	そ の 他	3,096	2,849	2,706	2,766	2,830	2,795	補助金等、委託料、支払い手数料、 報奨金、繰出金等の抑制
	歳出合計	8,099	7,637	7,572	7,329	7,249	7,246	
収 支	98	115	225	262	204	111		
収支改善額	0	283	360	422	429	335	改革を行わない場合の収支見通しと比較 (改善額)1,829百万円	

収支見通しの条件として、16年度は決算額、17年度は決算見込み額、18年度以降の町税、地方交付税、臨時財政対策債は内閣府の試算した伸び率を参考に積算したものですが、まったく予断は許しません。

このプラン以外の分野にかかる行財政運営についても、継続して改革・改善の取り組みを行ってまいります。



## 2 . 財政運営の基本目標

改革後の収支見通しを現実のものとするために、改革プランを着実に実施し、計画期間中の取組みの実効性をあげるため、今後の財政運営にあたっての基本目標を次のとおりとします。

### 【計画期間中における財政運営の基本目標】

収支見通しを著しく超えることとなるような事業は、実施しないこと。

新規事業を実施する場合、財源は事業のスクラップアンドビルドによって調達することとし、必ず「終期」を設定すること。

国・県補助金が廃止又は縮減されるものについては、町費への振替えは認めない。したがって、事業の廃止又は縮小を行うこと。

## . プランの進行管理

### 1 . 行動計画（アクションプラン）の作成と達成度の検証

この行財政改革プランに基づいて、役場機構内の全ての係ごとに行動計画（アクションプラン）を作成します。これは、プランの内容を全職員に周知徹底し問題意識を共有するのに併せて、直面する財政危機に対する具体的な対応策を、自らの手で作成するものとなります。

各職員は自らの手により作成した行動計画により事務事業を行い、半年に1度、その達成度を検証します。目標達成できなかった項目に関しては、どこに原因があるのかを深く掘り下げ、新たな行動計画を作成していきます。

このように 行動計画の作成 行動計画に基づく事務事業の実施 達成度の検証 行動計画の再作成 というサイクルを全ての職員が繰り返し行うことにより、この行財政改革プランが、より実効性の高いものになると考えます。

### 2 . 進行管理

改革プランについては、行財政改革（専門部会 幹事会 推進本部 推進委員会）推進体制において、毎年度進行管理を行い、行動計画（アクションプラン）に基づいた項目の全てを点検し、必要があれば是正の措置を講じます。

また、毎年度、収支見通しの時点修正に適切に対応しつつ、所要の調整を行いながらプランの推進を図っていきます。

### 3 . 町民への公表

このプランは、町民と行政とが、ともに痛みを分かち合うことで、将来の日出町のための礎（いしずえ）を築き上げようとするものです。

町民の皆様への説明責任を全うするために、このプランを広報ひじやホームページで公表するとともに、あらゆる機会を捉えて情報提供に努めるほか、広く町民からの意見を求め、その意見と意見に対する町の考えを公表してまいります。

また、このプランにおいて見直しを行うとしたものについては、見直しの内容を決定した時点ですみやかにその内容を公表してまいります。

## ．集中改革プラン主要事項の取り組みについて(再整理)

### 1．事務・事業の再編・整理、廃止・統合

平成 17 年度に作成した事務事業チェックシートを基に全ての事務事業について、計画 (Plan) 実施 (Do) 評価 (Check) 改善 (Action) という業務内容を精査し、点検評価サイクルを確立し、成果主義の考え方にに基づき行動活動の課題や問題点を明確化し、今後の改善策を打ち出すとともに、評価結果を町民に公表していきます。

．具体的な改革項目及び数値目標

3．事務事業の重点配分【P15】に計上。

詳細については、(別添資料【行政評価対象事務事業等の今後の方向性】)に掲載。

### 2．民間委託の推進

外部委託の推進では、業務内容を精査し、外部委託が可能であり委託することによって行政サービスの向上や経費削減に効果が見込まれる業務については、順次外部委託を推進します。

平成 18 年度より、ごみ収集業務の完全委託化を進める。

．具体的な改革項目及び数値目標

4．外部委託の推進【P15】に計上。

指定管理者制度の導入では、公の施設が 37 施設ありますが、導入については、今後も検討を重ねていきます。

平成 17 年 3 月 31 日現在

施設の種類	管理運営の状況 (単位:箇所)		
	指定管理者制度導入済み	業務委託済み	全部直営
レクリエーション・スポーツ施設	0	3	0
産業振興施設	0	4	0
基盤施設	0	14	7
文教施設	0	7	0
医療・社会福祉施設	0	2	0
合計	0	30	7

### 3．定員管理の適正化

定員管理は、人員の見直しと大きな関わりをもつものであり、行政サービスの低下を来さないことを前提として、業務量に応じた人員配置や、民間委託の推進組織・機構の見直しを図る中、適正な定員管理を行うものとします。

．具体的な改革項目及び数値目標

1．人件費の抑制

(3) 職員の新規採用一時停止【P12】

(4) 職員定数の削減【P12】

(5) 早期退職の促進【P13】に計上。

## 1. 定員適正化目標を達成するための基本的考え方

### (1) 出張所の見直し

出張所のあり方を役場本庁窓口の出先機関としての役割から、地域づくり・活性化のための住民との協働の拠点となる場所へと転換させることにあわせて人員配置を見直す。

### (2) 管理運営業務、派遣の見直し

保健福祉センターの管理運営業務、社会福祉協議会への人材派遣の見直し、健康づくり系の配置見直し、現業業務の民間委託等を見直し。

### (3) 事業課の統合・再編

建設課と都市計画課を統合し業務及び職員の再編を行う。

### (4) 早期退職の募集

定年前の職員に対し、希望退職者の募集を適宜おこなう。

### (5) 執務能力の向上

新たな時代の流れに対応できる意欲のある職員の育成による執務能力の向上及びIT化推進による情報の電子化・共有化を進めることによる執務効率の向上を図る。

## 2. 定員適正化目標

定員適正化計画は退職予定者数を加味し、必要最小限の新規職員採用を仮定した場合、今後5年間の職員数の推移は下表のとおりとなり、5年間で24人の職員削減が見込めることになる。

このことから、平成17年3月時点の職員数236人を5年後の平成21年度末には、10%減の212人以下とすることを定員適正化の目標とする。

なお、この目標値から求められる退職者に対する新規採用職員による職員補充率は3割程度とするが、平成18年度までは退職者不補充の手法を取ることとする為、19年度以降で3割にあたる22名を採用することになる見込である。

年度ごとの具体的目標数値は下記のとおりとなるが、退職者数は定年で退職する場合を想定しており早期退職希望者が出た場合、削減数が前倒しとなるため採用予定者も退職者数に連動して変更していくものとする。

### 【職員数の推移（各年4月1日現在）】

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
前年度末退職者数		14	1	5	6	10	10
採用者数		0	0	2	3	7	10
差引増減		14	1	3	3	3	0
職員数	236	222	221	218	215	212	212

## 3. 定員適正化の実施にあたって

定員適正化の実施にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 民間委託

業務を民間委託する場合には、職員人件費と委託料、サービスの質等の比較を充分に行った

上で委託するものとする。また、公益法人等外郭団体への委託に関しては、公益法人等の人件費コストの適正化にも注意を払う必要がある。

#### (2) 臨時職員等

臨時職員・非常勤(嘱託)職員等が増加することが憂慮されるため、任用根拠等について明確に整理する必要がある。併せて有資格者として採用する際の選考方法についても検討が必要である。

#### (3) 行政需要の変動

民間委託に関する調整・協議が不調に終わった場合や大幅な行政需要の変動があった場合には、定員適正化目標を見直すものとする。

#### (4) 人材育成基本方針

職員の能力を最大限引き出し、少数精鋭化と組織の総合力向上を図るため、人材育成基本方針を策定する。職員研修の充実・多様化、適材適所の人事管理、目標管理制度と連動した人事考課制度、健康管理体制の充実等について、基本的な方針を明らかにするものである。

## 4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

厳しい財政状況や社会経済状況の中で、公務員の給与制度については、町民の納得と支持の得られる給与体系、制度運用、水準の適正化などが強く求められていることから、国における給与制度改革を見据えつつ、県、近隣市町村の実態、経済情勢、及び本町の財政状況を懸案し、給与水準の是正や給与制度及びその運用の適正化を図る必要があります。

### ・具体的な改革項目及び数値目標

#### 1. 人件費の抑制

(1) 常勤の特別職給料のカット【P12】

(2) 一般職員給料のカット【P12】

(6) 議員報酬の見直し【P13】に計上。

#### (参考)

これまでに削減している給料、手当

・三役給料(町長 7% 20.45%、助役 5% 17.04%、教育長 5% 15.10%)

・三役期末手当(町長 10%、助役 5%、教育長 5%)

・管理職手当(9% 5%)

・一般職員給料(5%)

・議員報酬(3% 5%)

・議員期末手当(3%)

・時間外勤務手当(イベント賃金廃止(代休対応))

・特殊勤務手当(当分の間)

税の賦課事務に従事する手当(4/100 3,000円)

税の徴収事務に従事する手当(7/100 5,000円)

出納事務に従事する手当(2,200円 0円)

## 5. 第三セクターの見直し

第三セクターは、それぞれの要請に応じて設立され、町の行政施策と連携しながら公共サービスの提供に大きな役割を果たしてきており、本町が出資を行っている商法法人及び地方公社は次の4社です。

株式会社 ハーモニーランド	( 日出町出資割合 0.91% )
株式会社 日出ハイテック	( 日出町出資割合 3.10% )
C T Bメディア 株式会社	( 日出町出資割合 0.01% )

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、監査を実施できる法人(日出町が25%以上出資する法人)には、該当しません。

### 日出町土地開発公社

日出町土地開発公社は、平成14年2月をもって業務を縮小し、現在は維持管理業務のみとなっています。

また、懸案事項である未成土地の処理方法とその収益対策を早急に検討します。

## 6. 経費節減等の財政効果

改革プランに定める財政効果目標

(単位：千円)

項 目		5年間累計効果額
歳入	町税等の徴収率の向上(滞納整理)	25,000
	使用料・手数料の適正化	11,588
	保育所保護者負担金の見直し	105,000
	町有財産の売却・有効活用	85,712
歳出	人件費の抑制	605,395
	補助金等を見直し	107,397
	扶助費の見直し	72,750
	事務事業の重点配分	67,427
	普通建設事業の見直し	1,728,000
	特別会計繰出金の抑制	60,000
合 計	2,868,269	

### 具体的な改革項目及び数値目標

#### 歳入関係

9. 使用料、手数料の適正化【P17】
10. 町税等の徴収率の向上【P18】
11. 町有財産の売却、有効活用【P18】に計上。

#### 歳出関係

1. 人件費の抑制【P12】
2. 補助金等及び扶助費の見直し【P14】

3. 事務事業の重点配分【P15】
4. 外部委託の推進【P15】
5. 外郭団体等に対する町の関与のあり方の見直し【P15】
6. 普通建設事業の見直し【P15】
7. 特別会計繰出金の抑制【P16】
8. 公債費の長期的な抑制【P16】に計上。

#### ・財政運営の基本目標

1. 改革後の収支見通し【P17】に計上。

## 7. 地方公営企業関係

公営企業においても収入の確保や、事務事業の再編などにより、財務の健全化を図り、一般会計からの繰入金を抑制して行きます。

#### ・具体的な改革項目及び数値目標

9. 使用料、手数料の適正化
  - (1) 下水道等の使用料の見直し【P17】
  - (2) その他の使用料、手数料の見直し【P17】に計上。

公共下水道事業・漁業集落排水事業・農業集落排水事業

経営改革の推進

- ・ 上水道料金・下水道等使用料の徴収事務の一元化を実施します。
- ・ 下水道等使用料の見直しを行います。
- ・ 事業内容、計画期間の見直しを行います。

簡易水道事業

経営改革の推進

- ・ 上水道料金・下水道等使用料の徴収事務の一元化を実施します。
- ・ 簡易水道料金の見直しを行います。

上水道事業

経営改革の推進

- ・ 上水道料金・下水道等使用料の徴収事務の一元化を実施します。

(参考)

これまでに削減している手当

- ・ 管理職手当 (9% 5%)
- ・ 一般職員給料 (5%)
- ・ 時間外勤務手当 (イベント賃金廃止(代休対応))
- ・ 特殊勤務手当 (当分の間)

浄化センターに勤務する手当	( 3,000 円	0 円)
水道課に勤務する手当	( 3,000 円	0 円)
水道課公務係に属する手当	( 3,300 円	0 円)
水道課検針に従事する手当	( 1,000 円	0 円)

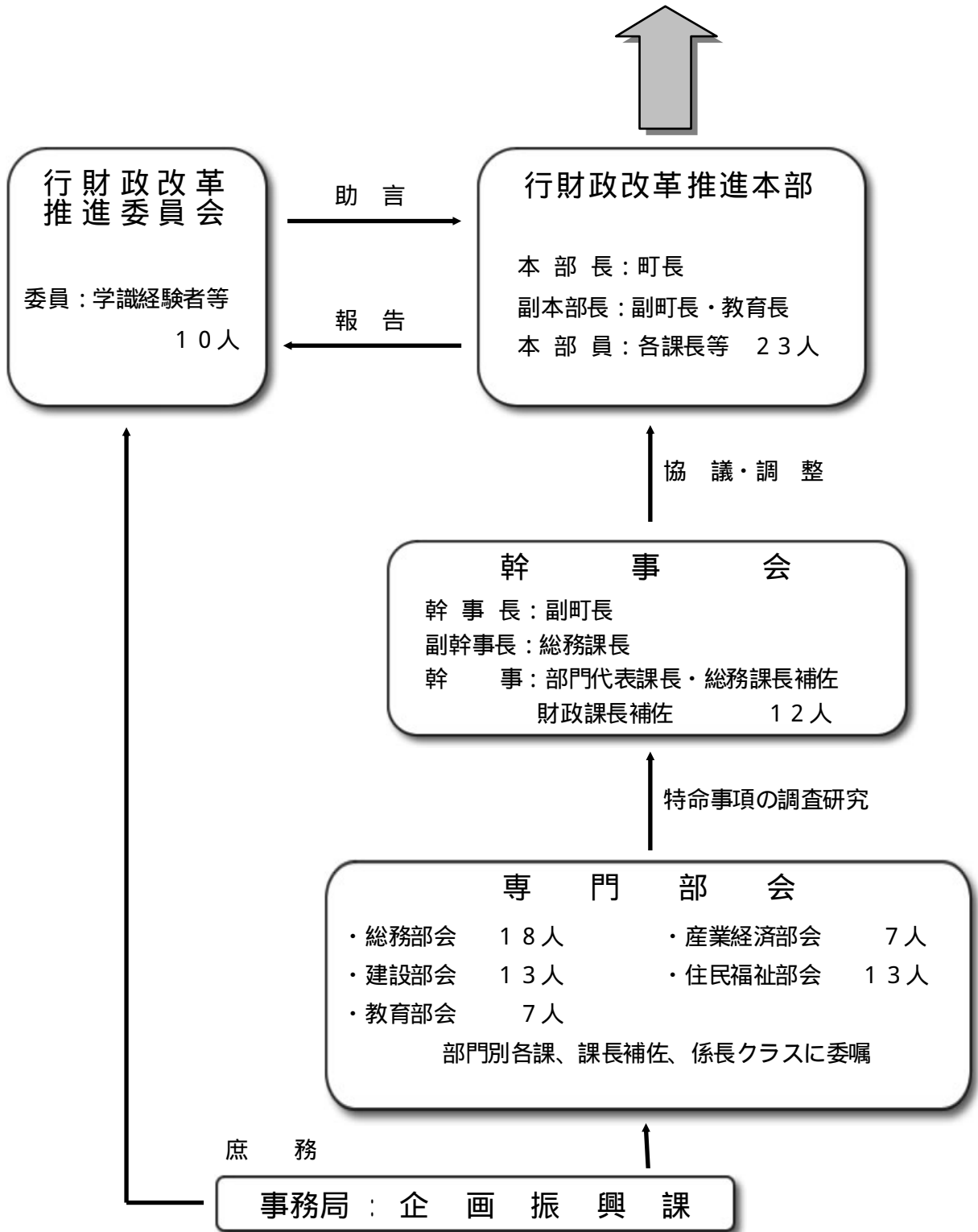
定員、給与関係の取り扱いは、普通会計と同じとする。

【職員数の推移（各年4月1日現在）】

区 分	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
公共下水道事業	9	8	8	8	8	8	8
漁業集落排水事業	1	1	1	1	1	1	1
農業集落排水事業	1	1	1	1	1	1	1
簡易水道事業	1	1	1	1	1	1	1
上水道事業	10	9	10	10	10	10	10



# 行財政改革プランの策定・実施



## 日出町行財政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本町財政の危機的状況を踏まえ、緊急に行財政の改革を行なうため、日出町行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革プランの策定に関すること。
- (2) 行財政改革の企画及び実施に関すること。
- (3) その他の行財政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長、収入役及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

### (本部の会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は本部長があらかじめ指定する副本部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、総務課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

### (幹事長等)

第7条 幹事長は、幹事会の会議を主宰し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事会は、本部長の命を受け、本部会議に提案する事項等必要な事項について協議又は調整する。
- 4 幹事会に、専門部会を置くことができる。
- 5 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

( 幹事会の会議 )

第 8 条 幹事会の会議は、本部長の指示に基づき、幹事長が召集する。

( 庶務 )

第 9 条 本部及び幹事会の庶務は、企画振興課において処理する。

( 補則 )

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 0 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

( 別表 1 ) 本部員名簿

【本部長】	・町長		
【副本部長】	・副町長	・教育長	
【本部員】	・総務課長	・財政課長	・税務課長
	・住民課長	・福祉対策課長	・健康増進課長
	・生活環境課長	・商工観光課長	・農林水産課長
	・都市建設課長	・下水道課長	・国体推進課長
	・会計課長	・議会事務局長	・監査委員事務局長
	・農業委員会局長	・水道課長	・教育委員会管理課長
	・生涯学習課長	・学校給食共同調理場所長	

( 別表 2 ) 幹事名簿

【幹事長】	・副町長		
【副幹事長】	・総務課長		
【幹事】	・財政課長	・福祉対策課長	・農林水産課長
	・都市建設課長	・水道課長	・教育委員会管理課長
	・総務課長補佐	・財政課長補佐	・職員労働組合委員長
	・職員労働組合書記長		

## 日出町行財政改革推進本部専門部会設置要領

### (設置)

第1条 日出町行財政改革推進本部設置要綱(以下「要綱」という。)第7条第4項の規定に基づき、日出町行財政改革推進本部専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、日出町行財政改革推進本部幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、要綱第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

### (役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 若干名

### (役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

### (報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 専門部会の庶務は、企画振興課が行なう。

### (補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める、

### 附 則

この要領は、平成16年10月5日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

## 日出町行財政改革推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 緊急に行財政改革を推進し、将来にわたって持続可能な財政運営の確立と簡素で効率的な行政の実現を図るため、日出町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、行財政改革プランについて報告を受け、必要な事項を調査審議し、助言等を行なう。

2 委員会は、その他行財政改革に係る重要事項について審議し、必要な助言等を行なう。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、各種団体の代表者等のうちから町長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員は前任者の残存期間とする。

2 委員は再任されることができる。

### (会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年12月16日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

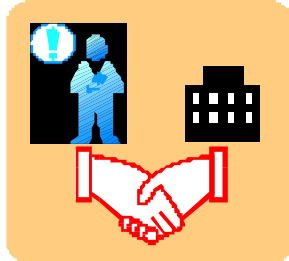
日出町行財政改革推進委員会 委員名簿

19年6月1日 現在

団 体 名 等	氏 名	区 分
日出町商工会 会長	清 家 孝	商 工
日出町農業協同組合 代表理事組合長	阿 南 節 夫	農 業 団 体
大分県漁業協同組合 日出支店運営委員長	上 野 貢	水 産 業 団 体
日出町区長会 会長	利 光 泰 一 郎	町 民 代 表 (自 治)
(株)大分くりき 代表取締役	栗 木 和 夫	企 業 経 営 者
(医)平成会 理事長	酒 井 公 範	医 療 ・ 福 祉
日出町民生委員・児童委員協議会 会長	堀 力 夫	町 民 代 表 (福 祉)
日出町文化協会 理事長	大 神 公 明	学 識 経 験 者
日出町豊の船の会 会長	渡 邊 睦 子	町 民 代 表 (女 性 代 表)
日出町ボランティア連絡協議会会長	安 藤 眞	ボ ラ ン テ ィ ア 団 体

# 協働のまちづくり

みんなで作ろう  
わたしたちの日出町



意識改革

## 考えてみよう！

すべての町のサービスは、本当に町がやったほうがいいのか？

受益者負担で負担は公平になる。

『助け合い・ふれあい』のあふれるまち  
地域でできることはないだろうか？



## 町から住民へ

まちづくりの主役は住民  
市民分権 住民自治

町報・ホームページを  
ご活用下さい。  
みなさんのご意見を  
お待ちしております。

変わろう！町も住民も

「日出町行財政改革プラン」は、もとより単なる中期的な数字の帳尻合わせではありません。「行財政改革の基本的な考え方」に掲げた4つの基本姿勢に基づき、改革の一つひとつを行っていく過程において、どのような社会経済情勢のなかでも、自立的に未来を切り拓いていくことができる基盤をつくりあげることが大きなねらいです。

幸いにも、当町には、昭和29年3月の合併以降、幾多の苦難を乗り越えてきた歴史があります。この誇りある歴史の重みを、改革のスタート地点に立った私たちは、もう一度かみしめたいと考えます。

刻一刻と移り変わる時代のなかで、私たちは、町民の皆様とともに真に誇れる未来に向かって、力強く足跡を刻んでいきたいと思えます。そして、未来に生きる町民に真に豊かな日出町をしっかりと手渡してまいります。

## **大分県 日出町 企画振興課**

〒879-1592 大分県速見郡日出町2974-1

TEL: **0977-73-3116**(内線244)

FAX: **0977-72-7294**

H P: **<http://www.town.hiji.oita.jp>**